

東アジア芸術家・文化人等交流・協力事業
委託実施要項

平成27年2月17日
文化庁次長決定
(平成30年4月2日一部改正)

1. 趣旨

ASEAN諸国及び中国，韓国との間で，将来の文化交流の担い手となる中堅・若手の芸術家・文化人等の交流事業を実施するとともに，日本が強みを有する分野において文化協力事業を実施する。

2. 対象となる事業

ASEAN諸国及び中国，韓国との間で実施する本事業の対象は，以下のとおりとする。

- (1) 中堅・若手の芸術家・文化人等の交流事業
- (2) 日本が強みを有する分野における文化協力事業
- (3) その他，ASEAN諸国及び中国，韓国の政府機関からの要請等を受けて実施する事業

3. 業務の内容

本事業の実施にかかる業務の内容は以下のとおりとする。

- (1) 事業実施運営計画の企画・立案
- (2) 事業実施にかかる会場，人員・機材等の手配
- (3) 国内外の関係者との調整業務
- (4) 芸術家・文化人等の派遣・招へい業務（旅行手配を含む）
- (5) 派遣・招へいされる芸術家・文化人等が実施する公演，展示，ワークショップ，シンポジウム等の設営・運営に関する業務
- (6) 事業報告書の制作業務
- (7) その他，本事業に必要な業務

4. 業務の委託先

委託先は，文化芸術に関して相当の知識を有し，3.の委託業務を円滑に行うことができ，次の(1)～(4)の要件を全て満たす法人又は団体（以下「法人等」という。）とする。

- (1) 定款，寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
- (2) 法人等の意思を決定し，執行する組織が確立されていること
- (3) 自ら経理し，監査する等会計組織を有すること
- (4) 法人等の活動の本拠としての事務所を有すること

5. 委託期間

委託事業の実施期間は，委託を受けた日から当該年度末日の間とする。

6. 委託手続

- (1) 団体が業務の委託を受けようとするときは、文化庁の定める様式により業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切と認めた場合、団体に対し業務を委託し、委託契約を締結する。

7. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で、業務に要する経費（賃金、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、委託を受けた団体が契約の定め違反したとき、実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき、又は、委託業務の遂行が困難であると認めたときは契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

8. 業務完了の報告

団体は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、文化庁の定める様式により、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から30日以内又は当該事業年度末日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8により提出された委託業務完了報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) 文化庁は、団体における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるように求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は必要に応じて、委託業務の実施状況及び経理処理状況等について実態調査を行うことができる。
- (4) 団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。

11. この要項は、平成30年度委託実施分から適用する。